

# 立山町通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 9 月

令和元年 5 月改訂

令和 6 年 7 月改訂

立山町通学路等安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、立山町においても、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議し、実施しました。

その後も継続して通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年に本プログラムを策定しました。また、令和元年滋賀県大津市での園児等の死傷事故を受け、未就学児の移動経路の安全点検も行うこととしました。全国的にこのような取組が行われているにもかかわらず、令和3年には千葉県八街市で小学生の死傷事故が発生するなど、安全点検及び対策の重要性はさらに高まっています。

引き続き、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路等の安全を確保していきます。

## 2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関が連携して取り組むため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置します。本プログラムは、この会議において議論し、策定します。

### ○学校等関係者

- ・立山町小学校長会長
- ・立山区域PTA連合会長
- ・立山町保育士会長

### ○関係機関

- ・上市町警察署交通課長
- ・富山土木センター立山土木事務所工務課道路班長
- ・立山町交通安全協会事務局長
- ・立山町交通指導員会長

### ○立山町

- ・立山町副町長（会長）
- ・立山町教育委員会教育課長
- ・立山町健康福祉課長
- ・立山町建設課長
- ・立山町住民課長

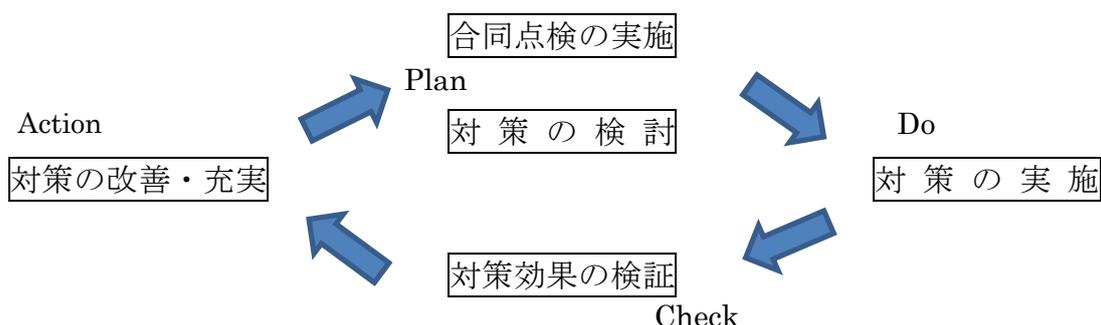
ただし、必要に応じ、オブザーバーとして、関係機関の代表者に参加してもらうものとします。

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

通学路等の安全を維持するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、危険箇所については必要な対策を講じ、対策実施後も効果検証を行い、対策を改善・充実していきます。

[ 通学路安全確保のためのPDCAサイクル ]



**(2) 定期的な合同点検の実施 - Plan -**

○合同点検の実施時期

- ・町内の学校並びに保育園及びこども園において、1年に1回、合同点検を実施します。
- ・積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、必要に応じて冬期間も実施します。

○合同点検の体制等

- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路等安全推進会議において、重点項目を設定します。
- ・合同点検には、学校並びに保育園及びこども園ごとに、警察、道路管理者、学校並びに保育園及びこども園、PTA等が参加します。

**(3) 対策の検討 - Plan -**

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所に応じて、ハード対策、ソフト対策などの具体的な実施メニューを検討します。

(ハード対策) 歩道整備、防護柵の設置、防犯灯の設置、カーブミラーの設置、信号機の設置等

(ソフト対策) 交通規制、交通安全教育、見守り活動、通学路の変更等

- ・点検結果については、関係機関にフィードバックします。

**(4) 対策の実施 - Do -**

実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携をとります。

**(5) 対策効果の検証 - Check -**

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校については、保護者アンケートの実施
- ・対策実施前後の状況から、必要に応じてデータ測定の実施（車両と歩行

者の離隔等)  
など、対策実施後の効果を検証するための手法を検討し、対策効果の検証を行います。

**(6) 対策の改善・充実 - Action -**

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容を改善・充実させます。

**4. 箇所図、箇所一覧表の公表**

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」、「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。

## 立山町通学路等安全推進会議会則

### (名 称)

第1条 この会議は、立山町通学路等安全推進会議（以下「本会議」という）と称する。

### (所掌事項)

第2条 本会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路等の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関する事。
- (2) 通学路等の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関する事。
- (3) その他通学路等の安全確保に必要な事項に関する事。

### (組 織)

第3条 本会議は、立山町、警察、道路管理者、立山町立学校、立山区域PTA連合会、立山町保育士会、立山町交通安全協会、立山町交通指導員会、立山町教育委員会をもって組織し、会長を置くものとする。

- 2 会長は、立山町副町長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

### (会 議)

第4条 会議は、会長が召集し開催する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の職員及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議の構成員による小委員会を設置することができる。

### (庶 務)

第5条 会議の庶務は、立山町教育委員会、立山町建設課、住民課及び健康福祉課が行う。

### 附 則

平成26年7月9日施行

## 通学路等安全推進会議 委員の構成

	所属・職名
学校等関係者	立山町小学校長会長
	立山区域PTA連合会長
	立山町保育士会長
関係機関	上市警察署交通課長
	富山土木センター立山土木事務所工務課道路班長
	立山町交通安全協会事務局長
	立山町交通指導員会長
立山町	立山町副町長（会長）
	立山町教育委員会教育課長
	立山町健康福祉課長
	立山町建設課長
	立山町住民課長
（事務局）立山町教育課、健康福祉課、建設課、住民課	

### オブザーバー

所属・職名
立山北部小学校長
高野小学校長
利田小学校長
釜ヶ淵小学校長
立山小学校長
雄山中学校長
岩嶺保育所長
下段保育所長
むつみ幼稚園長
かがやき保育園長
あおぞら保育園長
高原保育園長
みどりの森保育園長